

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

	担当課	河川課	検索番号
法令名	河川法	根拠条項	第31条第2項
不利益処分	許可工作物の用途廃止後の原状回復命令		
<p>(根拠規定)</p> <p>第31条 第二十六条第一項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、速やかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。</p> <p>2 河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達)六</p> <p>(3)第31条第2項(許可工作物を用途廃止した場合における原状回復命令等)の処分基準について</p> <p>許可工作物を用途廃止した場合には、河川区域内における河川管理上必要な工作物以外の工作物の存在は、本来好ましくないものであることから、工作物をそのまま又は一部改造して存置することが河川管理上望ましい場合を除き、用途廃止された工作物は撤去させること。</p> <p>また、治水上、利水上、河川環境の保全上、歴史上又は他の河川の使用状況等から、当該工作物をそのまま又は一部改造することにより存置することが望ましい場合においても、当該工作物を存置することによる河川管理上の影響を明確にし、必要な措置を講じさせなければ存置させることはできないこと。</p> <p>(その他)</p>			